

税の申告を受け付け 3/15まで

お問い合わせ/市民税課
(TEL 918-5013 FAX 918-5104)

申告はお早めに!

窓口混雑緩和や感染症拡大防止のため、郵送での申告を推奨します

市・県民税の申告期限は、3月15日です。令和5年度の市・県民税の申告書を提出された人については、令和6年度の申告書を2月1日に発送します。また市ホームページでも申告書の作成が可能になりましたので、ご利用ください。



申告書作成は
こちらから



【市役所相談窓口】

日時/2月1日(木)~3月15日(金)午前8時55分~正午、午後1時~5時15分(土・日曜日、祝日除く)

場所/市民税課窓口(西庁舎1階1番窓口)

【出張申告相談会場】

場所・日時/

- ①あかし総合窓口=2月8日(木)・9日(金)
- ②大久保市民センター=2月20日(火)・21日(水)

③魚住市民センター=2月14日(水)・15日(木)

④二見市民センター=2月6日(火)・7日(水)

いずれも午前9時30分~正午、午後1時~4時
※氏名が「あ」行~「さ」行の人は午前、「た」行~「わ」行の人は午後にお越しください。また、市役所・あかし総合窓口・各市民センターでの確定申告書の預かりや確定申告相談は行いませんのでご注意ください。※窓口に来られる際は公共交通機関をご利用ください

◆ご注意ください◆

▶公的年金などの源泉徴収票に記載されていない社会保険料(個人納付の国民健康保険料、国民年金保険料など)や生命保険料、地震保険料の支払いがある場合には、申告により控除される場合があります。

▶ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人が確定申告や市・県民税の申告を行った場合、特例制度が無効になります。申告する場合は、ふるさと納税についても申告が必要です。
※1 公的年金の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合(その他の所得がなかった場合を含む)で、税務署に確定申告書を提出すると還付される所得税がある人は、税務署に確定申告書を提出してください。

令和6年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人は申告が必要です。(所得税の確定申告書を提出する場合は除く)

- ①営業・農業・不動産・配当・一時・雑・譲渡などの所得があった人
- ②給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が明石市に提出されていない人や、給与以外の所得があった人(給与以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告が必要です)
- ③公的年金などの受給者で、ほかに所得があった人(公的年金などの収入金額が400万円以下かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告が必要です) ※1

確定申告のお知らせ



明石税務署(TEL 921-2261)

日時/2月16日(金)~3月15日(金) 午前9時~午後4時 ※土・日曜日・祝日を除く、ただし2月25日(日)は開設 場所/明石税務署(田町1-12-1)
※税務署の駐車場は確定申告の間閉鎖していますので公共交通機関で来場を

※入場整理券が必要。入場整理券のオンライン事前発行(LINEで「国税庁」の友だち追加が必要)のご利用を

▶パソコン・スマホから自宅で確定申告を!

国税庁ホームページで申告書の作成・送信ができます。郵送も可。自宅での申告書作成にご協力ください。



確定申告は
こちら

寝たきり要介護者のおむつ代医療費控除 必要書類の交付

高齢者総合支援室審査係(TEL 918-5091 FAX 919-4060)

6か月以上寝たきりで、医師におむつの必要性を認められた人のおむつ代は、確定申告で医療費控除の対象になります。申告には医師の「おむつ使用証明書」が必要ですが、介護保険の要介護認定を受け、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、医師の同意があるなどの一定の要件にあてはまれば、医師の証明に代わる書類を市が発行できます。詳しくはお問い合わせを

高齢者の障害者控除対象者に認定書を交付

「障害者に準ずる者」として要件を満たす高齢者に、所得税や市・県民税の申告の際に障害者控除を受けることができる認定書を交付しています。

対象/令和元年~令和5年の各年12月31日時点で介護保険の要介護(支援)認定を受けていた65歳以上 ※本人や本人を扶養している親族に所得税または市・県民税が課税されている場合に限る
申請方法/申請書(高齢者総合支援室で配布、市ホームページにも掲載)を郵送または持参で高齢者総合支援室高年福祉係(〒673-8686 市役所本庁舎2階)へ

- ▶審査の結果、非該当となる場合があります。
- ▶審査・交付には1か月程度かかります。
- ▶認定書は、所得税の控除・市県民税の控除にのみ、使用できます。

▶令和6年中に新たに要介護(支援)認定を受けた人は、来年1月1日以降に申請できます。

お問い合わせ/申請=高齢者総合支援室

(TEL 918-5288 FAX 918-5106)、税の申告手続き=市民税課(TEL 918-5013 FAX 918-5104)



傍聴者募集

▶総合教育会議

日時/2月13日(火)午後1時15分~ 場所/市役所議会棟2階第2委員会室 定員/10人 申し込み/企画・調整室(TEL 918-5010 FAX 918-5101)で先着順に受け付け

▶①社会福祉審議会総会

▶②社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日時/2月15日(木)①午後2時~ ②午後3時30分~ 場所/市役所議会棟2階①大会議室 ②第2委員会室 内容/①市の福祉・子ども関係重点施策の説明など ②市の教育・保育施設の利用定員の説明など 定員/各10人 申し込み/2月14日午後5時までに①福祉総務課(TEL 918-5025 FAX 918-5106)、②こども育成室企画担当(TEL 918-6004 FAX 918-5163)で先着順に受け付け

▶第11回手話言語等コミュニケーション施策推進協議会

日時/2月20日(火)午後2時~4時 場所/市民会館第3・4会議室 内容/手話など障害者のコミュニケーション施策について 定員/10人 申し込み/障害福祉課(TEL 918-1344 FAX 918-5244 ②shoufuku@city.akashi.lg.jp)で先着順に受け付け ※手話通訳・要約筆記あり。点字資料・拡大文字などの希望がある場合は、2月13日までにご連絡ください

小・中学校の入学通知書は届いていますか

教育企画室総務担当(TEL 918-5054 FAX 918-5111)

4月に小・中学校へ入学する児童生徒の保護者を対象に、教育委員会から入学通知書を郵送しています(市内での転居、市外からの転入の際には随時郵送)。入学通知書の未着、紛失・破損があれば、下記申込フォームまたは同担当へご連絡ください。また、指定学校に就学できない特別な事情があるときは、学校を変更する申し立てをすることができます。詳しくはお問い合わせを



申し込みは
こちらから

4月から利用できる 障害者優待乗車券を交付

障害福祉課(TEL 918-5160 FAX 918-5244)

4月から新たに対象となる人など、申請が必要な人には2月9日ごろに申請書を郵送します。必要事項を記入し、申請書を返送してください。

内容/次の①~③から1つ選択

- ①バス共通優待乗車証(介護付き)
- ②福祉タクシー利用券
- ③単独バス共通特別乗車証(本人のみ)

※優待乗車券は3月下旬に郵送予定。対象となる障害種別・程度により選択できない場合あり。敬老優待乗車券や高齢者通院支援タクシー利用券との重複交付不可

申し込み/2月22日(必着)までに必要事項を記入し、同課(〒673-8686 市役所本庁舎1階)へ返送 ※令和5年度に交付済みの人は申請書の提出不要。令和5年度に交付された乗車券の変更を希望する人は同課までご連絡を。また、精神障害者保健福祉手帳の有効期限が過ぎていて、更新の手続きをしていない人は交付対象にならないため、更新の手続きをしてください